

諫早市行政改革大綱

平成23年4月

諫 早 市

目 次

第1	これまでの行政改革の取り組み	1
1	財政状況の推移	
2	定員適正化の状況	
3	合併による事務事業調整の状況	
第2	行政改革の背景と課題	3
1	社会経済情勢の変化	
2	「市町村の合併の特例に関する法律」による財政支援の終了	
3	財政状況と今後の見通し	
4	地方分権のさらなる進展	
第3	大綱の位置付け、実施期間及び推進体制	5
1	大綱の位置付け	
2	実施期間	
3	推進体制	
(1)	行政改革大綱実施計画の策定	
(2)	取組体制	
(3)	実施計画の進行管理及び検証	
第4	行政改革の基本的な視点	7
1	基本理念～行政改革で目指すもの	
2	基本方針～改革推進の柱	
(1)	地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立	
(2)	市民の視点に立った行政サービスの確立	
(3)	市民生活を支える健全な財政運営	
第5	行政改革の主要施策	9
1	地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立	9
(1)	市が担うべき役割の重点化	
(2)	事務事業の再編・整理、廃止、統合	
(3)	定員管理及び給与の適正化等	
2	市民の視点に立った行政サービスの確立	10
(1)	行政需要への迅速かつ的確な対応を可能とする組織の確立	
(2)	時代の変化に対応した人事管理	
3	市民生活を支える健全な財政運営	12
(1)	歳入の確保と市有財産の有効活用	
(2)	歳出の効率化	
(3)	地方公営企業と第三セクター等の経営改革	
4	施策体系図	14

第1 これまでの行政改革の取り組み

本市は、平成17年3月に、諫早市、西彼杵郡多良見町、北高来郡森山町、飯盛町、高来町及び小長井町が合併して発足し、合併による行財政改革の効果を最大限に活かすとともに、合併後に委ねられた各種事務事業の調整など、さらなる行財政改革を進めるため、平成18年3月に『諫早市行政改革集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）』を策定して、簡素で効率的な行政の確立に向けた改革に取り組んできた。

本市の集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）では、「事務事業の再編・整理、廃止、統合」、「行政として担うべき役割の重点化」、「定員管理の適正化」、「給与の適正化」、「第三セクター等の見直し」及び「財政運営の効率化」の6項目を柱とし、これらに基づく個別の事務・事業40項目について、各担当課が主体となって進めてきた結果、計画期間の5か年で、歳入歳出面合わせて52億4千3百万円の財政的な効果があった。

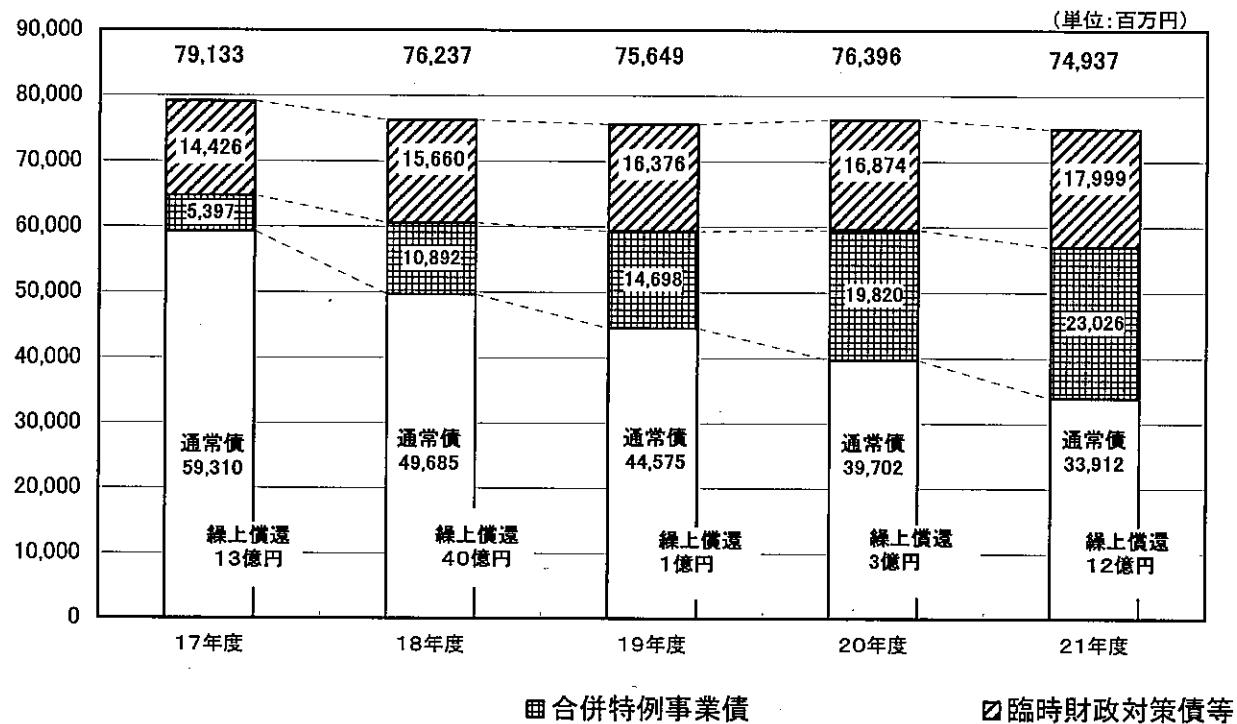
1 財政状況の推移

本市の財政状況は、合併前からの継続事業の実施に加えて、新市の建設設計画に基づく大型事業に活用した合併特例債や国の財源不足に伴う臨時財政対策債の発行により、市債残高の増加が見込まれた。

このため一般会計総額で約70億円の繰り上げ償還を実施するなど財政基盤の強化に努めた結果、財政健全化法に定める各指標においては、国が定める健全化基準を満たしており、健全財政の段階にある。

一般会計市債残高の推移

市債残高



2 定員適正化の状況

平成17年4月1日の職員数1,134名を基に、平成30年4月1日の職員数の目標を921名とする職員定員適正化計画を策定し、定年退職者の概ね半数の職員採用、事務の集約による組織の見直し等に取り組んだ結果、平成22年4月1日現在での職員数は1,020名(▲114名)となり、目標5.7%の減を上回る10.1%の減となった。

3 合併による事務事業調整の状況

「合併後、新市において調整（見直す）」とした事務事業73項目のうち、未着手となっている市民憲章・市の歌、名誉市民などを除く69項目は調整を終えている。今後も効率的な事務事業の調整に努める必要がある。

第2 行政改革の背景と課題

1 社会経済情勢の変化

少子化・高齢化の進展に伴う人口減少や超高齢社会の到来、さらに情報通信技術の飛躍的な発展や地球環境問題の顕在化に加え、100年に一度と言われる未曾有の経済危機やそれに伴う雇用情勢の悪化など、今、社会経済環境は急激に変化しており、今後は極めて厳しい財政状況が見込まれる。

2 「市町村の合併の特例に関する法律」による財政支援の終了

市町村の合併の特例に関する法律による、「普通交付税の算定の特例（合併算定替）」や「合併特例債」などの財政支援は平成26年度に終了する。普通交付税の交付額は、平成27年度以降段階的に減額され平成32年度には約27億円が減額となる見込みである。

3 財政状況と今後の見通し

本市の財政状況は、歳入面においては、景気低迷などにより、市税収入の伸びは期待できない等引き続き厳しい状況が見込まれる一方、歳出面においては、今後予定されている国体開催関連経費などの大型プロジェクトや道路交通網をはじめ各種の基盤整備事業の実施に加え、高齢化に伴う社会保障費など義務的経費や特別会計への繰出金の増加が見込まれている。

しかしながら、時代の変化と市民のニーズの多様化に応じたまちづくりを進めるためには、将来にわたって安定した財源を確保しなければならない。

4 地方分権のさらなる進展

国と地方の関係において、中央集権型の行政システムから個性豊かな地域社会の形成を目指したシステムへの変革を目指し、「地方にできることは地方に委

ねる」との基本方針のもと、平成19年4月に「地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）」が施行され、国及び地方公共団体の分担すべき役割の明確化が進み、地方公共団体は自主性及び自立性を高めながら、自らの判断と責任において行政を運営しなければならない。

また、地域住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う「地域主権」へと国のあり方を大きく転換することについて議論されており、住民に身近な行政サービスはできる限り地方公共団体に委ねることを基本とした権限移譲の推進及び税源配分等の財政上の措置のあり方の検討が進められている。地方公共団体は、これらに対応した行政体制の整備・確立を図りながら、今後、より一層の行政改革を推進しなければならない。

第3 大綱の位置付け、実施期間及び推進体制

1 大綱の位置付け

本市では、市政運営の基本となる基本構想並びに基本構想を実現する基本計画にあたる「諫早市総合計画」（以下「総合計画」という。）を平成18年3月に策定した。

総合計画では、本市の将来都市像『ひとが輝く創造都市・諫早』を実現するため、まちづくりの目指すべき方向性を示した4つの基本目標を設定している。

諫早市総合計画(抜粋)

将来都市像

ひとが輝く創造都市・諫早

自然の恵みを活かし、豊かな産業と暮らしを育むまちづくり

諫早市のまちづくりにおいては、「ひと」がすべての中心です。

本市が有する自然の恵みをベースに創意に富んだ足腰の強い地域産業を育成し、多様で安定的な雇用環境のもと、自然と共生した満足度の高い暮らしを実現していくとするものです。

市民一人ひとりが主役として「輝き」、多様な地域資源や地域力と融合することにより、新たな魅力や価値、活力を生み出す「創造都市」を目指します。

基本目標

本市が有する豊かな自然や多様な住環境、恵まれた立地や産業生活基盤などあらゆる資産を活かしながら、将来都市像「ひとが輝く創造都市・諫早」を実現するため、

「輝くひとづくり」「活力ある産業づくり」「暮らしの充実」

「市民主役のまちづくり」

を基本目標として定めます。

本大綱は、総合計画に基づくこれら基本目標の達成に向けてまちづくりを推進するにあたり、市民サービスの向上と効率化を図るという観点から、今後の行政運営のあり方について市が取り組むべき基本的な方針を示すものとする。

2 実施期間

本大綱は、平成23年度から平成27年度までを実施期間とする。

◆行政改革大綱と他計画との期間比較

計画名	年 度 2005年度	17年度 2006年度	18年度 2007年度	19年度 2008年度	20年度 2009年度	21年度 2010年度	22年度 2011年度	23年度 2012年度	24年度 2013年度	25年度 2014年度	26年度 2015年度	27年度 2016年度
諫早市行政改革大綱												
諫早市行政改革大綱実施計画												
諫早市総合計画												
諫早市職員定員適正化計画												~29年度まで
公的資金補償金免除繰上償還に 係る財政健全化計画 等												

3 推進体制

(1) 行政改革大綱実施計画の策定

本大綱に基づく具体的な実施項目と年次計画を取りまとめた「行政改革大綱実施計画」を策定する。

実施計画では、市民に実施項目の内容が分かりやすいものとなるよう達成水準や達成期限を可能な限り明示する。

(2) 取組体制

職員一人ひとりが行政改革は自らの課題であるとの自覚を持ち、諫早市行政改革推進本部を中心として、改革目標の達成に向けて、取り組むべき課題を明確にしながら、全庁をあげて改革に取り組む。

(3) 実施計画の進行管理及び検証

実施計画に基づく各実施項目は、所管課が責任をもって進行管理し、行政改革推進本部が総括する。全庁的な課題や複数の課に関係する課題のうち特

に重要なものについては、関係課と連携し、同本部において進行管理する。

また、毎年検証を行うとともに、必要に応じて計画の内容を見直すものとする。

第4 行政改革の基本的な視点

1 基本理念～行政改革で目指すもの

行政の効率化は普遍的な課題であると同時に、市民と行政が一体となって取り組むべき課題でもある。

本市は、市町村合併により地方公共団体としての規模が拡大したが、これに伴い組織・機構や事務事業のあり方など、あらためて、行政の果たすべき役割が問われることとなった。

多様化する市民ニーズに的確に対応するためには、市民と行政がそれぞれに役割を自覚し、協力し合うことが不可欠であり、これから的地方公共団体は、地域の力を結集すると同時に総合的な調整役として、行政自らが担う役割を重點化していく必要がある。

以上のこと踏まえ、本大綱は、行政事務の効率化と行政能力を高めながら、持続可能で安定的な財政基盤を確立し、希望に満ちた未来に続く「ひとが輝く創造都市・諫早」の実現を基本理念とする。

2 基本方針～改革推進の柱

本市の行政改革は、次の3点を推進の柱として取り組むものとする。

(1) 地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立

公共サービスのあり方を検証し、民間に任せることが適當と判断するものについては、市民サービスの維持に配慮しながら、指定管理者制度の活用など民間活力を最大限に活かし、限られた行政資源を重点的かつ効果的に配分

し、行政サービスの質の向上と効率化を図る。

(2) 市民の視点に立った行政サービスの確立

今後ますます複雑・多様化する行政需要と新しい行政課題に対し、より高い専門性をもって対応できるよう、市民の視点に立った行政サービスの確立を図る。

また、行政需要の変化に対し迅速かつ的確な対応を可能とする組織への不斷の改革と、その担い手としての職員の人材育成と意識改革に努める。

(3) 市民生活を支える健全な財政運営

自主財源の充実と公平性の観点から市税等の徴収率向上や新たな財源の確保に努めるとともに、事務事業の見直しなどにより徹底した歳出抑制に努める。

また、財政健全化法に定める4指標について健全な指数を維持するとともに、分かりやすい財務情報の公表に努める。

第5 行政改革の主要施策

1. 地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立

(1) 市が担うべき役割の重点化

行政運営は、住民の多様なニーズに応えるため、ややもすれば肥大化する傾向がある。特に、経済が成熟し高度成長が期待できない一方で、社会保障費の増大等による財政負担の増加が不可避となっている現状では、単に不要不急の事務の見直しや合理化にとどまらず、行政運営の根幹に立ち戻った見直しが求められている。

このうち、民間委託は、外部の専門的又は企業的な運営に託すことにより、行政運営の効率化を図ろうとするものであり、民間委託が適当とされる事務事業については、積極的に推進するものとする。

公の施設の管理については、平成15年の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことに伴い、計画的に制度の導入を図ってきたところである。現在直営の施設については、今後とも検証を行い、その趣旨に合致するものに関しては、計画的な制度の導入に向けて検討を進めるものとする。

また、市民の多種多様な生活上のニーズに対し、「行政サービスの提供」という仕組みだけでは解決できないことも多い。市民活動と行政サービスとが相互に補完しながら直接的・間接的に課題解決できるような仕組みを目指す必要があり、地域住民やNPO・ボランティア等との協働について、積極的に推進するものとする。

(2) 事務事業の再編・整理、廃止、統合

財政状況が厳しくなる中、事務事業の推進に当たっては、新規事業、継続事業の別にかかわらず、実施の経緯、費用対効果等を精査するとともに、十分な説明責任を果たし、各分野における事務事業の再編・整理に積極的に取り組むものとする。

各種団体などに対する補助金・負担金等については、経費全般の徹底的な見直しを行い、事業内容から公共性の確保、行政の責任分野、経費負担のあり方、効果などを総合的に勘案し、既に目的を達成したものや効果の乏しいものは廃止・統合し、又は終期の設定や経過措置等を講じるなど、整理合理化に努める。

普通建設事業の実施にあたっては、重要性、必要性、緊急性、運営費・維持管理費などを十分に考慮した上で、その優先度について総合的に判断するとともに、施設の長寿命化につながる取組を推進する。また、個々の公共施設については、その存在意義や費用対効果、地域的均衡を考慮しながら、統廃合、運営の合理化について検討する。

(3) 定員管理及び給与の適正化等

職員の定員管理については、事務の効率化、外部委託・民間移譲の推進により行政範囲の縮小を図りながら、定員適正化計画に基づき、その適正化に努める。

職員給与については、国の制度の動向に配慮しつつ、引き続き適切な対応を行うとともに、職員の能力・実績を反映できる給与制度のあり方について検討する。

特殊勤務手当については、制度本来の趣旨に照らして適正な運用に努める。

2 市民の視点に立った行政サービスの確立

(1) 行政需要への迅速かつ的確な対応を可能とする組織の確立

現在、地方自治体は、高齢社会対策、少子化対策や子育て支援、環境対策など多くの課題を抱えており、これらの課題に迅速かつ的確に対応する必要があり、関連する施策を一体的、総合的に推進することが求められている。

このため、時代の変化に応じて組織の集中と分散を図りながら、組織の柔

軟性・機動性の向上を図るとともに、より高い専門性をもって、関連する施策に一体的・横断的に対応し、効果的・効率的に事務事業を推進することで、より質の高い行政サービスを提供することができる行政体制を整備する。

また、市民にとって利便性の高いサービスを提供するため、庁内業務の情報化を拡充するとともに、行政コストとの整合性を図りつつ市民に向けた市政情報提供の充実や電子自治体を推進する。

(2) 時代の変化に対応した人事管理

少子高齢化や環境等に対する多くの新たな課題や、高度化・多様化する行政需要に的確に対応するためには、これらの施策を推進する組織と職員個々の能力が問われることとなる。

また、地方分権の進展とともに、地方公共団体は自ら地域の発展と活性化を促進する地域経営の担い手としての役割がますます重要になってきている。

このような時代の要請に応えるためには、行財政基盤の強化とともに、自治体としての経営能力を高めていくことが必要であり、本格的な地方分権型社会における地方自治の担い手としてふさわしい人材を育成することが重要な課題である。

以上のことから、職員一人ひとりの能力向上を図り、時代にふさわしい人材を育成するために、他機関と連携した研修を実施するとともに、体系的な研修制度の充実を図る。

また、個々の職員が、危機意識と改革意欲をもって行財政の改革に取り組むよう、職員の意識改革を進めるとともに、常に職員の意欲・能力が最大限に發揮される環境づくりを行う。

3 市民生活を支える健全な財政運営

(1) 歳入の確保と市有財産の有効活用

自主財源の充実と公平性の観点から、課税客体の的確な把握や徴収体制の整備による市税の適正な賦課・徴収に努めるとともに、受益者負担の原則に則った使用料・手数料等の適正化や収納促進などにより、将来にわたり安定した歳入を確保する。

また、有効活用されていない市有財産については、将来の行政執行や公益性等財産運営上の継続保有の必要性を検証し、その結果有効活用できないと判断するものについては、売却や貸付を促進する。

(2) 歳出の効率化

職員一人ひとりがコスト意識を持って事務事業の見直しに努めるとともに、投資的経費の適正な執行や補助金・負担金等の見直しなど、従来からの取組も継続的に推進し、歳出全般の効率化を図る。

さらに、ムダを省いた行財政改革を更に進めるため、当面、これまでの施策・事業について改めて原点に立ち返り、ゼロベースで見直した予算編成を進める。

また、プライマリーバランスを維持するとともに繰上償還を積極的に行い、起債残高の縮減を図るなど先を見越した計画的な財政運営と健全財政に努める。

財政状況の公表については、新公会計制度による財務諸表、予算・決算の状況、健全化比率などを「財政白書」にとりまとめ、より分かりやすく公表する。

(3) 地方公営企業と第三セクター等の経営改革

地方公営企業については、独立採算の基本原則に則り、事業の経済性を高め、一般会計への依存を低下しながら経営の健全化を図るとともに、市民サ

ービスの向上に努める。

市が出資する第三セクターについては、社会経済情勢などの変化を踏まえ、市から独立した団体としての自立性を高めつつ、経営基盤の強化や運営の効率化を促進しながら質の高いサービスを提供することが必要である。このため、市としては、事業内容、活動実績、経営状況などの現状を十分把握し、設立目的に照らしながら、統廃合も念頭に積極的な見直しを進める。

諫早市土地開発公社については、土地取得当時の開発目的での事業推進が見込めず、また、昨今の経済状況の冷え込み等から土地の処分が見込めない状況にある。このため組織体制の見直しを含めた抜本的な経営健全化に取り組むとともに、総合的な保有土地処分対策を推進する。

4 施策体系図

